**赤い羽根共同募金**

**「おおたわらを良くするしくみ応援助成事業」募集要項**

**１　事業の目的**

共同募金の助成を通じ､住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指し､地域の新たな課題を発見し､問題解決をしようとしている福祉活動を応援することを目的とする。

また､助成による活動の成果を発信することで､共同募金の使いみちの透明性を図り､共同募金への理解を深めることを目的とする。

**２　助成対象事業**

〇住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり及び新たな地域の福祉課題の解決に取り組む事業

〇令和５年４月１日～令和６年３月３１日までに実施し､完了する事業

ただし､次の事業は助成対象としない。

（１）他の補助金との重複や公的助成金のある事業

（２）政治活動､宗教活動､営利活動を目的とした事業

（３）会員､構成員同士の親睦を目的とした事業

（４）福祉を目的としない事業

**３　助成対象団体**

（１）大田原市内で地域福祉を目的に活動する団体であること

（２）５名以上で組織し､1年以上活動を継続している団体であること

※助成を受けたことのある団体についても申請は可能です。ただし､新規の申請団体が優先となります。

**４　助成対象経費**

|  |  |
| --- | --- |
| 消耗品費 | 文具､用紙､材料等 |
| 印刷製本費 | チラシ､ポスター､資料作成費､印刷費 |
| 通信運搬費 | 切手､ハガキ､郵送料 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料等 |
| 損害保険料 | 行事用保険料等 |
| 食糧費 | 食材費､飲み物代等（１食500円以内） |
| 諸謝金 | 講師等への謝礼金 |

※組織運営にかかる人件費､交通費､燃料代､慶弔費､領収書により支払ったことが明確に確認できない経費等は対象となりません。

※備品等､対象経費については申請前にご相談ください。

**５　助成金額**

　本事業による助成は1事業について**上限５万円（助成総額５０万円予定）**

**６　申請方法**

申請期間:令和４年１０月１日（土）から１１月３０日（水）

申請方法:様式１に申請内容を記入の上､必要書類を添付して栃木県共同募金会大田原市支会（大田原市社会福祉協議会）事務局へ直接提出（土日・祝日を除く８時３０分～１７時００分）

※申請書は､栃木県共同募金会大田原市支会（大田原市社会福祉協議会本所）事務局､社協湯津上支所､社協黒羽支所にあります。社協ホームページからもダウンロードできます。

**７　決定までの手順**

市民の皆様からの大切な募金ですので､共同募金大田原市支会審査委員会において､審査を行います。（応募団体には､審査委員会で事業説明をしていただくことがあります。）

下記の選考基準により､希望助成金額の減額や助成できない場合もあります。

（１）地域のニーズや課題を的確にとらえ､解決するために有効であるか

（２）企画の意図や内容を実現するために､人的・物的資源が整っているか

　（３）安心して暮らせる地域づくりを実現できるか

　（４）継続性があり､事業を通した人材育成が期待できるか

　（５）地域の住民や団体等の連携を深め､協働で取り組んでいるか

　（６）共同募金への協力が期待できるか

**８　助成金手続きの流れ**

|  |  |
| --- | --- |
| １　申請 | 申請書類を市支会事務局へ提出  申請期間：令和４年１０月１日から１１月３０日  　　　　　　申請書類：申請書・予算書・組織の会則・総会資料 |

　　　　　　　　　　　　　　　↓

|  |  |
| --- | --- |
| ２　審査  　　決定 | 申請書類等に基づき､審査委員会で選考を行い､助成の可否､金額を決定します。助成決定団体に対して交付請求書を送付します。 |

　　　　　　　　　　　　　　　↓

|  |  |
| --- | --- |
| ３　交付 | 交付請求書に基づき､原則として団体名義口座に助成金の振込をします。（現金での交付は不可） |

　　　　　　　　　　　　　　　↓

|  |  |
| --- | --- |
| ４　実施 | 実施　令和５年４月１日～令和６年３月３１日  　報告　当該事業終了後の３０日以内に報告書､決算書の提出を　　　　お願いします。 |

**９　その他**

・助成を受けた団体は､地域住民に対し共同募金の助成による事業であることを明示する等広報活動を積極的にお願いします。

・街頭募金への参加やおおたわら社協だよりに掲載する活動報告の記事への協力をします。

事業の参考例

・各種相談会の開催

・寺子屋活動（学習支援活動）

・高齢者や障がい者などの日常生活に不安を抱えている方への支援活動

・ひとり親家庭のこども一時預かり活動

・地域の孤立防止のための訪問活動

・子育て情報誌・子育てマップの作成

・生活困窮者への支援活動

・居場所づくり活動

・災害時要援護者支援体制づくり

・防災・防犯に関する普及・啓発活動

・大規模災害に備えた事業や研修会

・地域の次世代を担う活動養成のための研修会

・ふくし共育を進める活動

・住民座談会等

・福祉活動に関する研修会